

○文部科学省告示第十四号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二百二十九条及び第三百三十三条の規定に基づき、特別支援学校高等部学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十七号）の全部を次のように改正する。ただし、この告示による改正後の特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの特別支援学校高等部学習指導要領の特例については、別に定める。

平成三十一年二月四日

文部科学大臣 柴山 昌彦